

障企発0204第3号
平成28年2月4日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について」（平成28年2月4日障発0204第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正され、また、これに伴い、身体障害認定要領については、「「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について」（平成28年2月4日障企発0204第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）によりその一部が改正されたところであるが、これらに係る疑義に回答するため、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成28年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成 15 年 2 月 27 日障企発 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[肝臓機能障害]</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（質疑）</p> <p>4. Child-Pugh 分類による合計点数と <u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上</u>の有無は、第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。<u>ただし再認定については疑義解釈 1 3. を参考にされたい。</u></p> <p>（質疑）</p> <p>5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。</p> <p>（回答）</p> <p>肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。</p> <p><u>なお、関連して、血清アルブミン値については、アルブミン製剤の投与によって、値が変動することがあるため、アルブミン製剤を投与する前の検査値で評価する。</u></p> <p>6～1 2 （略）</p> <p><u>（質疑）</u></p> <p><u>1 3. 初めて肝臓機能障害の認定を行う者の再認定の必要性に関して、</u></p> <p><u>ア. Child-Pugh 分類による合計点数が例えば第</u></p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[肝臓機能障害]</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（質疑）</p> <p>4. Child-Pugh 分類による合計点数と <u>3 点項目</u>の有無は、第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査結果が認定基準に該当している必要があるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>第 1 回と第 2 回の両方の診断・検査において認定基準に該当していることが必要である。</p> <p>（質疑）</p> <p>5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によって診断するのか。</p> <p>（回答）</p> <p>肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的に見られることがあるが、再燃することも多いため、診断時において慢性化してみられる症状を評価する。</p> <p>6～1 2 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p>

1回9点、第2回10点の場合は、再認定を付して認定しなければならないのか。

イ. Child-Pugh 分類による合計点数が7点から9点の状態であり、再認定の際にも同じく7点から9点の状態であった場合、再度、再認定の実施を付しての認定をしなければならないのか。

(回答)

ア. 再認定の必要性については、第2回目の検査時点の結果をもって判断されたい。

イ. 再認定の際にも7点から9点の状態であった場合は、一律に再認定が必要とするのではなく、指定医と相談のうえ個別に障害の状態を確認し再認定の必要性を判断されたい。